

4 施策別計画

基本構想に掲げるまちの将来像を具体化するための施策と取組を体系的に示します。施策ごとに施策の必要性、方向性を述べ、次に取組ごとに現況と課題、目標、関係主体の役割を明らかにします。また、関連する施策との連携の内容、施策を位置づける分野別計画についても一体的に示します。

施策別計画の見方

基本構想に掲げた6つのまちの将来像とまちづくりを進めるための基盤を示しています。

将来像を実現するための施策を示しています。

関連する施策と連携の内容を示しています。
なお、市民協働や人権、行政の効率化などを内容とする、「まちづくりを進めるための基盤」である施策は、あらゆる分野に関連するため、特に連携に取り組む必要のある施策のみを掲載しています。

【施策別計画イメージ】

(3)関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用しながら、日常の見守りや災害時の対応を含めた高齢者の包括的な支援に努めます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	健康寿命の延伸を図るとともに、病気になっても在宅医療の充実により地域で住み続けることができるよう取り組みます。
1-6 社会保険制度を安定的に運営する	介護予防・健康づくりに取り組み、介護給付費を抑制し、介護保険制度の安定的な運営に努めます。
4-3 消防・救急体制を充実させ、消防力の強化を図る	ひとり暮らし高齢者等のお住まいを消防職員が訪問することにより、高齢者防火対策への取り組みを推進します。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	安全で安心して生活ができる住宅が確保され、居住環境の向上を図ります。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	高齢者が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	高齢者虐待の発生の減少や発生時の対応力の向上などに努めます。
7-6 地域のコミュニティを育み、地域自治を支援する	老人クラブの活動支援や高齢者団体の育成支援などを通じて地域福祉を推進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域の高齢者団体の活動が活性化し、地域力の向上を図ります。

まちの将来像 第1章 ともに支え合い、健やかに暮らせるまち 施策2. 高齢者への支援を推進する

(1)施策概要

《施策の必要性》

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、同時にあります。また、医療や介護が必要な高齢者が増加する一方で、地域や家

低下しています。
そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、健康づくり、生きがいづくり、日常生活の自立支援など総合的な施策の推進が必要です。

《施策の方向性》

超高齢社会を高齢者が支える体制が整備され、高齢者の社会参加の

性化を図ります。
高齢者が、医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した生活ができる環境が整っています。

《施策を実現するための取り組みの体系》

【施策】

高齢者への支援を推進する

①地域活動・社会参加の促進

②地域包括ケア体制の推進

③介護予防に関する取り組みの促進

施策の必要性を示しています。

施策の方向性を示しています。

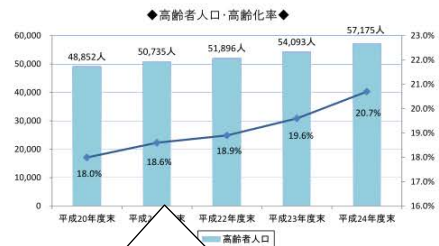
施策を構成する取組の体系を示しています。

(2)分野別計画等

- 総合保健福祉計画

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合計画

施策に関連する分野別計画を示しています。



施策や取組の現状に関する現況データを示しています。

まちの 将来像

第1章 ともに支え合い、健やかに暮らせるまち

施策1. 地域福祉を推進する

施策概要

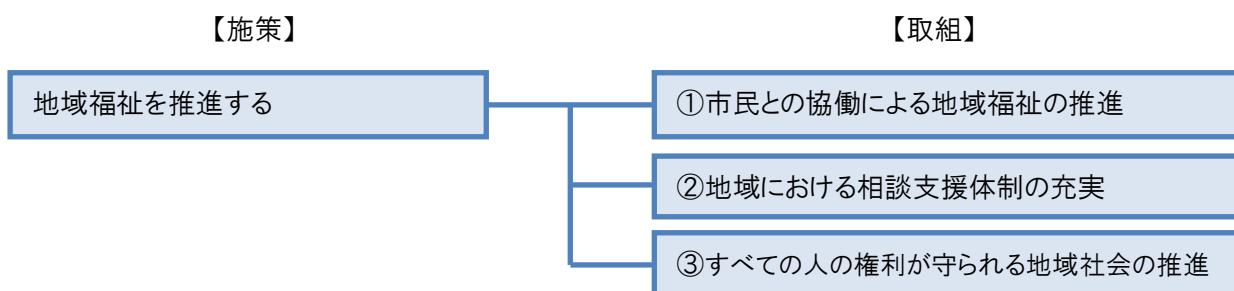
《施策の必要性》

少子高齢化の進展、人々の価値観や生活様式の多様化などにより、家庭や地域の中の連帯感や支え合いの力が弱くなってきています。地域のつながりの希薄化や支援を必要とする市民の増加などを背景に、今までの分野別・縦割りで取り組んできた福祉施策を、地域という横軸の視点から、「自助」・「共助」・「公助」の考え方に基づく福祉活動の推進を通じ、誰もが安心して充実した生活を送ることができる地域社会の構築を図る必要があります。

《施策の方向性》

誰もが地域福祉の担い手となり、相談支援体制を充実することにより、住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力をいかしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 総合保健福祉計画

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき 21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合計画

- 地域福祉計画(第2次)

住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力を生かしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを基本理念とする社会福祉法に規定する計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	高齢者の地域活動を支援します。
1-3 障害者への支援を推進する	障害者が地域社会で自立して生活できる共生社会の推進に努めます。
1-4 生活困窮者への支援を推進する	地域における生活困窮者の自立を支援します。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	地域内で連携協力した健康づくりに努めます。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	地域における児童虐待予防や孤立家庭の見守り等を推進します。
2-2 地域ぐるみの子育てを推進する	地域における子育て支援ネットワークとの連携に努めます。
4-1 災害への備えを充実させる	災害に強い市街地の形成に向けた施策を連携して推進します。
4-3 防犯や多様な危機への対策強化を図る	更生保護活動を推進し、犯罪のない地域づくりに努めます。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	虐待の防止と要援護者の権利擁護に努めます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域自治組織や自治会との連携し、いつまでも住み続けたい地域づくりを推進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	市民・事業者と協働し助け合い支え合う地域社会の構築に努めます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①市民との協働による地域福祉の推進	現状と課題	市
	民間のボランティア団体や市民活動団体などが地域福祉の推進の担い手としてさまざまな活動を行っていますが、担い手の固定化や高齢化などの問題があります。	福祉活動や更生保護活動などに、子どもや若者、団塊の世代など幅広い世代が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、地域のボランティア団体等への支援を図ります。
	目標	市民
	誰もが気軽に福祉活動やボランティア活動に参加できる環境が整い、地域福祉の担い手となっています。	福祉活動やボランティア活動の参加に努めます。
②地域における相談支援体制の充実	現状と課題	市
	支援を必要とする市民の発見、見守りの体制を構築するとともに、地域の施設を拠点とし、普段から地域住民が交流し、困ったことがあれば気軽に相談できる場の提供が進められています。	地域福祉ネットワークの更なる充実を図るとともに、専門相談機関との連携強化を図ります。
	目標	市民
	地域住民をはじめ、地域の福祉団体、事業者等が連携し、誰もが安心して暮らすことができる地域の協力体制やネットワークが整っています。	支援を必要とする市民の発見に協力します。
③すべての人の権利が守られる地域社会の推進	現状と課題	市
	虐待を未然に防止し、早期に発見するとともに、成年後見制度等の活用など、権利擁護に関する取組をさらに推進する必要があります。また、啓発活動や福祉教育を地域の福祉団体や事業者等と進めています。	人と人との相互理解を深めるため、地域住民との交流や福祉教育の推進に積極的に取り組みます。また、虐待防止を図るための支援やネットワークの充実に努めます。
	目標	市民
	高齢者や障害者に対する虐待や人権侵害のない、その人らしい生活をおくることができる地域社会が形成されています。	虐待と思われる事象を見聞きした時は、必要な機関に連絡します。
		事業者・団体
		事業者や団体は、地域における相談支援のネットワークに参画し協力します。
		事業者・団体
		関係機関が連携し、虐待の早期対応を図ります。また、事業所や団体の職員、構成メンバーの人権意識の向上に努めます。

まちの将来像 | 第1章 ともに支え合い、健やかに暮らせるまち

施策2. 高齢者への支援を推進する

施策概要

《施策の必要性》

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、同時に、認知症高齢者も増加傾向にあります。また、医療や介護が必要な高齢者が増加する一方で、地域や家族による高齢者を支える力が低下しています。

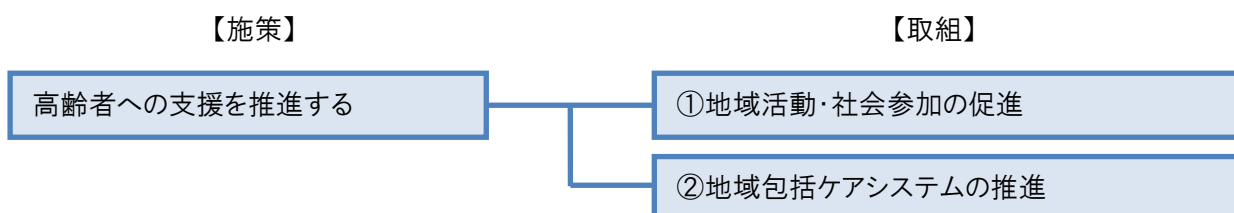
そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、健康づくり、生きがいづくり、日常生活の自立支援など総合的な施策の推進が必要です。

《施策の方向性》

超高齢社会を高齢者が支える体制が整備され、高齢者の社会参加の機会が充実するなど、地域の活性化を図ります。

高齢者が、医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した生活ができる環境を整備します。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 総合保健福祉計画

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき 21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合計画

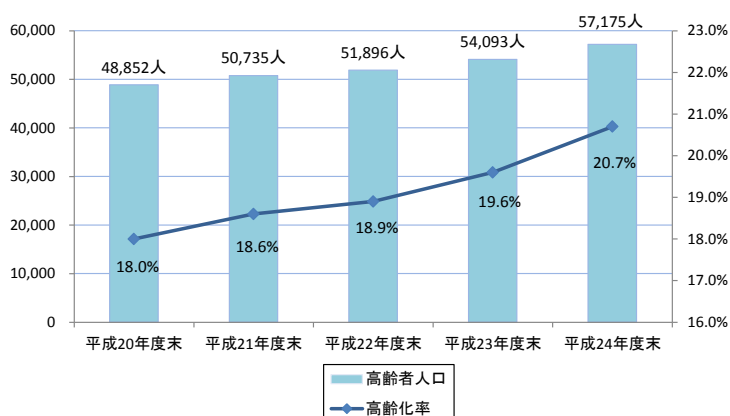
- 高齢者保健福祉計画(第7次)・介護保険事業計画(第6期)

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画

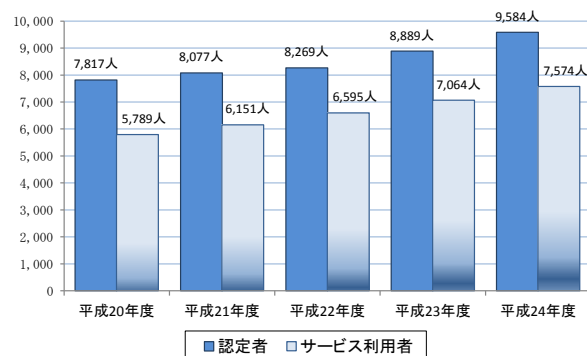
関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用しながら、日常の見守りや災害時の対応を含めた高齢者の包括的な支援に努めます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	健康寿命の延伸を図るとともに、病気になっても在宅医療の充実により地域で住み続けることができるよう取り組みます。
1-6 社会保険制度を安定的に運営する	介護予防・健康づくりに取り組み、介護給付費を抑制し、介護保険制度の安定的な運営に努めます。
2-2 地域ぐるみの子育てを推進する	地域活動や社会参加の活動等として、子育て支援に取り組みます。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	ひとり暮らし高齢者等のお住まいを消防職員が訪問することにより、高齢者防火対策への取組を推進します。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	安全で安心して生活ができる住宅が確保され、居住環境の向上を図ります。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	高齢者虐待の発生の減少や発生時に適正に対応できるように努めます。
7-6 地域のコミュニティを育み、地域自治を支援する	老人クラブの活動支援や高齢者団体の育成支援などを通じて地域福祉を推進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域の高齢者団体の活動が活性化し、地域力の向上を図ります。

◆高齢者人口・高齢化率◆



◆介護保険の認定者及びサービス利用者の動向◆



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①地域活動・社会参加の促進	現状と課題	市
	高齢者人口は、大きく伸びていますが、老人クラブやシルバー人材センターの会員数は伸び悩んでいます。地域の高齢者団体の拡充が必要です。	高齢者が地域の相互扶助活動の担い手として活動している老人クラブや、これまでの知識・技能をいかすことのできるシルバー人材センター等を支援することなどにより、高齢者の居場所と出番の創造に努めます。
	目標	市民
	行政や関係団体等が連携を図りながら、高齢者が地域において、いきいきと暮らすことができるよう、ボランティア活動の支援等、生きがいづくりや社会参加の機会の充実が図られています。	積極的に、ボランティア活動や地域の活動に参加し、生きがいづくり、健康づくりに取り組めます。
②地域包括ケアシステムの推進	現状と課題	市
	認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えています。いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防生活支援等が、一体的に適切に提供される必要があります。	多職種協働による地域ケア会議等での検討により、各種サービスの充実を図るとともに、課題を抱えるひとり暮らし高齢者等を地域で支援する体制を整備するなど、高齢者が地域で住み続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に努めます。
	目標	市民
	地域包括支援センター等が中心となり、地域における相談や支え合い体制が充実しています。健康づくりや見守り、生活支援、介護サービスが切れ目なく提供され、また、在宅医療と介護の連携が推進されています。	自ら積極的に介護予防に取り組み、認知症予防や健康づくりに取り組めます。また、自らが各種支援サービスの提供者になるなど、地域の活動に参加し、地域力を高めます。
		事業者・団体
		老人クラブやボランティア団体等が魅力ある活動を展開し、社会参加をしたい高齢者の生きがいづくりの場を多様な形で提供しています。
		事業者・団体
		地域の各関係団体が連携し、高齢者を支援する体制を整備することにより、地域力を高めます。

まちの将来像 | 第1章 ともに支え合い、健やかに暮らせるまち

施策3. 障害者への支援を推進する

施策概要

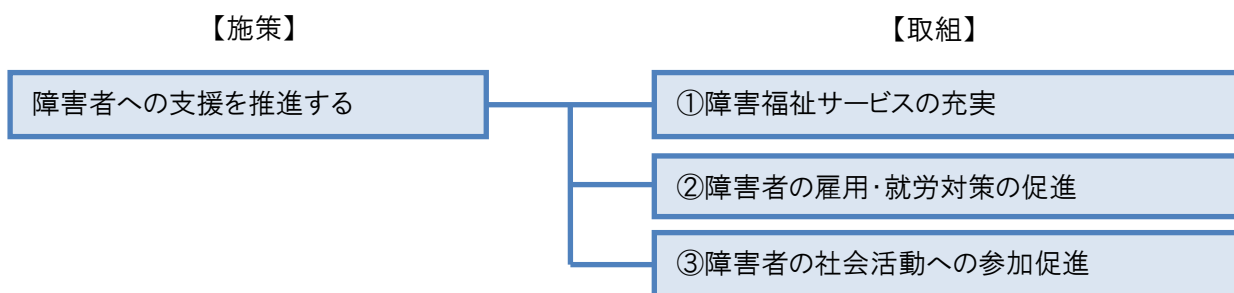
《施策の必要性》

障害者一人ひとりが、地域で自立した生活をおくるためには、障害者の尊厳が守られ、社会参加を妨げる障壁のない地域づくりを推進する必要があります。障害者の自立につながるよう、障害福祉サービスの適正な提供に取り組むとともに、虐待や差別のない誰もが安心して暮らせる共生社会が必要です。

《施策の方向性》

障害福祉サービスの充実や雇用・社会参加を進めることで、障害を正しく理解し、支え合うことで、誰もが地域社会で自立して安心して生活できる共生社会の構築を進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 総合保健福祉計画

「すべての人がすこやかに安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき 21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合計画

- 茨木市障害者施策に関する第3次長期計画

障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画

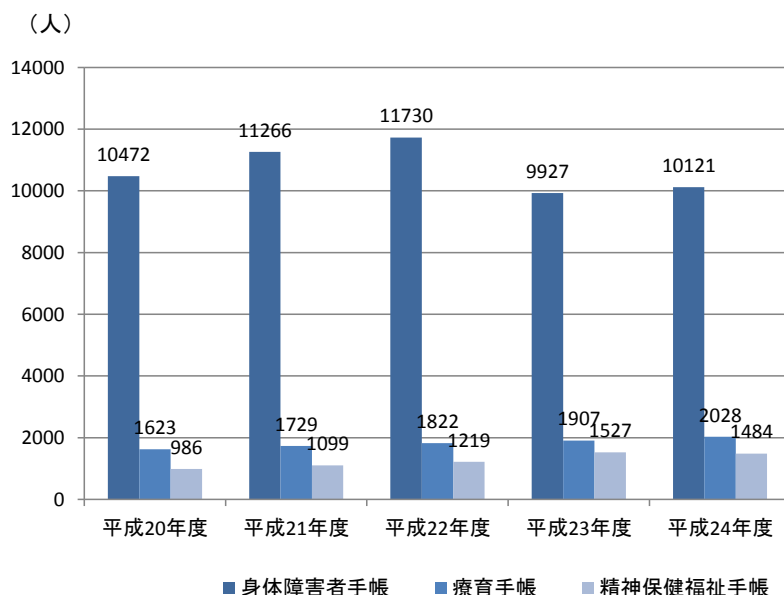
- 茨木市障害福祉計画(第4期)

茨木市障害者施策に関する第3次長期計画を上位計画とし、基本方向を実現するための実施計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用しながら、地域で安心した生活ができる支援体制を構築します。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	障害児への療育に関する取組との連携を行います。
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	研修や講演会等の開催により市民との交流を深める活動を支援します。
3-2 みんなが楽しめるスポーツ活動を推進する	障害者が気軽に生涯スポーツに親しむ活動を推進します。
4-1 災害への備えを充実させる	災害時における要援護者支援プランなど、災害に備えた取組との連携を行います。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	障害者の就労を促進するために、民間企業や障害福祉サービス事業所への働きかけを行い、就労希望者を支援します。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	安全で安心して生活ができる住宅が確保され、居住環境の向上を図ります。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	障害者が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	障害者の人権擁護に努め、虐待の防止や発生時の対応力の向上を図ります。

◆身体障害者・療育・精神保健福祉手帳交付状況(所有者数)の推移◆



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①障害福祉サービスの充実	現状と課題	市
	一人ひとりに応じたサービスの提供や制度の充実を図ってきたが、障害者が地域で安心して暮らせるよう障害福祉サービスや医療、その他制度のさらなる効果的な利用が図られる必要があります。	障害福祉サービス等の拡充に努めるとともに、サービスの適正化、質の向上が図られるよう、相談支援体制の強化や事業所への指導等に取り組みます。
	目標	市民
	どの地域においても、障害種別や程度に関わらず一人ひとりの必要性に応じた障害福祉サービス等が利用できます。	障害者自らが選択し、一人ひとりのニーズにあった障害福祉サービス等を利用することで、地域社会で自立した生活を送ります。
②障害者の雇用・就労対策の促進	現状と課題	市
	障害者の就労については、就労支援する事業所が中心となって支援を進めているが、一般就労には結びついていない状況にある。	庁内職場実習やスマイルオフィスなどの就労支援事業を継続するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、障害者雇用を進める企業に働きかけるなど、障害者の一般就労に向けた支援を行います。
	目標	市民
	障害のある人がいきいきと働き、力を発揮できる就労支援の体制が整っています。	障害を正しく理解し、お互いを支え合いながら共に働きます。
③障害者の社会活動への参加促進	現状と課題	市
	障害者が気軽に外出し、活動参加する機会が十分でなく、主体的に社会活動に参加するための取組が必要です。	障害者が多様な社会活動に積極的に参加できる機会を創出するとともに、障害者自身が主体的に参画できるよう支援します。
	目標	市民
	障害者が自分らしく生きがいを感じられる社会活動への参加の機会が充実しています。	障害者が参加する活動や地域行事、交流会に積極的に参加します。
		事業者・団体
		障害福祉サービス事業所は、適正な事業運営とサービスの質の向上に努め、障害者の日常生活等を支援します。
		事業者・団体
		事業者は、障害者雇用に対する理解を深め、障害者の就労機会・就労の場の拡大を図ります。
		事業者・団体
		事業者や団体は、障害者への理解を深め、障害者が積極的に社会活動へ参加できるよう支援します。

施策4. 生活困窮者への支援を推進する

施策概要

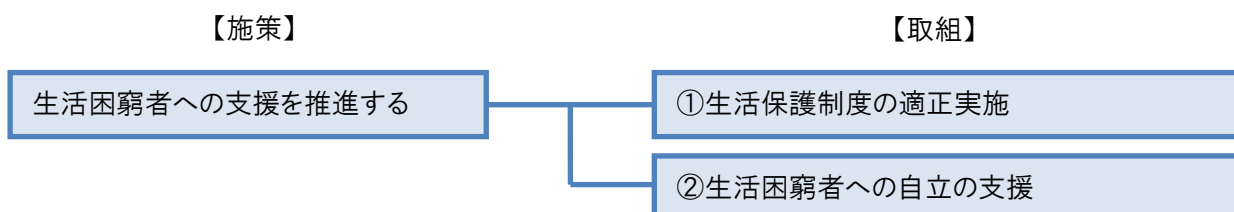
《施策の必要性》

長引く景気低迷や雇用環境の変化、超高齢社会の到来などの影響を受けて、最低限度の生活を維持することが困難な世帯が増えており、生活保護制度をはじめとしてセーフティネット機能の充実が求められています。

《施策の方向性》

生活に困窮する市民に対し、さまざまなサービスが適正に提供されるとともに、困窮状態から自立が図られ、誰もが安心して生活ができるまちづくりを進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

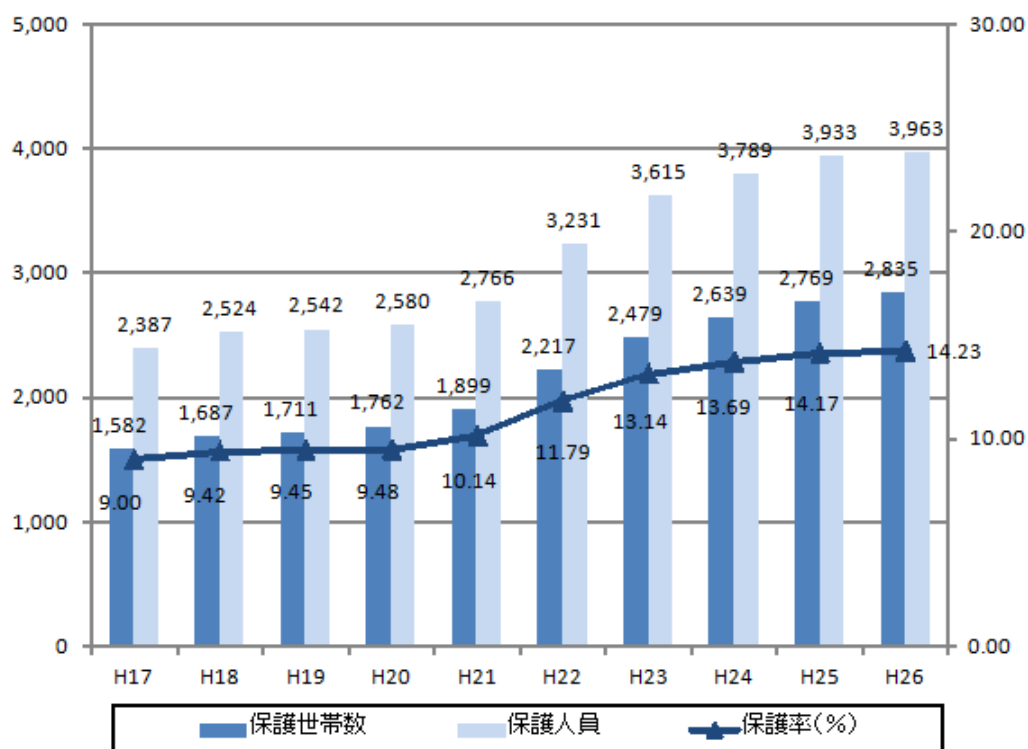
- 地域福祉計画(第2次)

住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力をいかしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを基本理念とする社会福祉法に規定する計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用し、生活困窮者の発見や支援に努めます。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	子どもの貧困対策の推進に努めます。
2-5 青少年が心豊かにたくましく成長できるよう推進する	ニート・ひきこもりの自立支援に努めます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	生活困窮者の就労支援に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	市民・事業者と協働し助け合い支え合う地域社会の構築に努めます。

◆年度別保護世帯数◆



※各データは各年3月末時点

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生活保護制度の適正実施	現状と課題	市
	生活困窮に陥り、自力では生計を維持できない世帯が増加し、生活保護受給世帯は、平成 17 年3月末現在で 1,582 世帯でしたが、平成 26 年3月末には 2,835 世帯となっており、今後も増加することが予想されます。	就労による自立を支援するとともに、受給者自らが、健康の保持・増進に努めるよう支援します。 また、事業の周知を図り、不正・不適切な受給に対しては、厳正に対応します。
	目標	市民
	真に支援が必要とされる市民に保護が実施されるとともに、被保護世帯が安心して生活ができるよう、また自立できるようさまざまな支援が図られています。	経済的自立に努めます。 困ったときには互いに支え合い、助け合う地域づくりに努めます。
②生活困窮者への自立の支援	現状と課題	市
	現在生活保護は受けていないが、非正規雇用や低所得、ニート、引きこもりなど、生活保護に至る可能性のある市民が増加しています。	生活困窮者の状況を把握し、就労支援をはじめとして、生活困窮者の状況に応じて、適切な支援策を早期に包括的に実施します。
	目標	市民
	生活に困窮している市民が、いつでも相談ができ、必要な支援を受けることで困窮状態からの自立が図られています。	経済的自立に努めます。 困ったときには互いに支え合い、助け合う地域づくりに努めます。
		事業者・団体
		事業者は、求職者の受け入れに努めます。また、地域の団体は支援を必要とする市民の把握に努めます。

まちの将来像 | 第1章 ともに支え合い、健やかに暮らせるまち

施策5. 健康づくりや地域医療を充実する

施策概要

《施策の必要性》

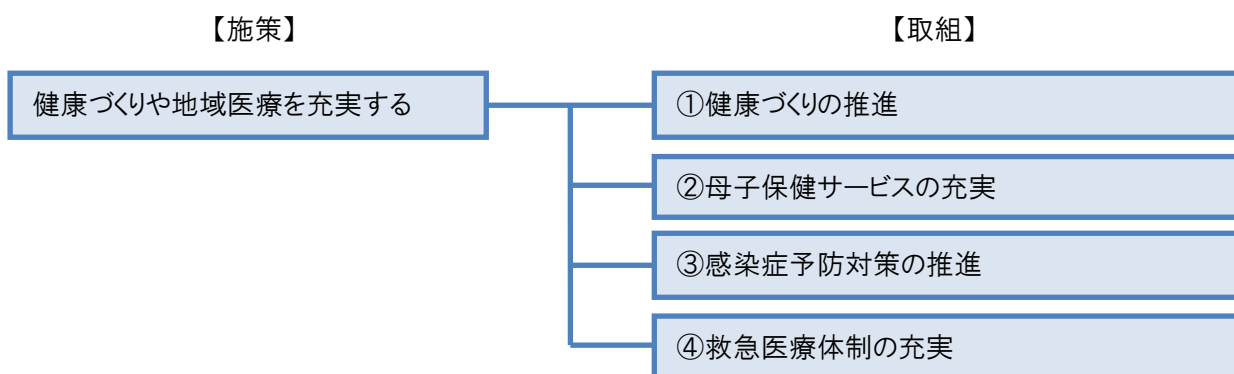
高齢化の進展に伴い、医療費・介護給付費の適正化と限りある医療資源の有効活用が求められる中、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るための取組がますます重要となっています。また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの心身の健康づくりを推進していくことも必要です。さらに、市内医療機関における救急医療をはじめとする医療体制の確保や、介護と連携した地域医療の充実が課題となっています。

《施策の方向性》

地域住民の健康保持・増進及び疾病予防を図る地域医療の充実に向け、地区担当制による保健活動の推進など積極的な保健活動を展開し、市として取り組むべき医療・保健・食育施策を推進します。

地域で安心して暮らせるまちをめざし、救急医療体制の充実を図るとともに、すべての市民が自ら地域との連携協力により健康づくりに取り組みます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 総合保健福祉計画

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合計画

- 健康いばらき21・食育推進計画(第2次)

乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた効果的な健康づくりを行うための推進体制を充実し、生活習慣病予防と市民の健康寿命の延伸に向けた具体的な目標を定める計画

- 新型インフルエンザ等対策行動計画

感染力の強い新型インフルエンザ等の発生に対し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく危機管理としての計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	市民が連携協力して健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを進めます。
1-2 高齢者への支援を推進する	いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、介護との連携による在宅医療体制の構築に向けた取組を推進します。
1-6 社会保険制度を安定的に運営する	健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症・重症化の予防、積極的な保健活動による地域住民及び地域全体の健康の保持・増進並びに疾病の予防を推進することにより、医療費・介護給付費の適正化を図ります。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	次代を担う子どもを安心して産み育てることができ、子育てに関する不安や悩みを地域の中で支え合える環境づくりを進めます。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	子どものうちに正しい食習慣を身につけ、健全な心身と豊かな人間性を育むため、学校、保育所等において十分な教育がなされるよう、家庭や地域と連携を深めながら適切な取組を行います。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	市内医療機関への救急搬送率を高め市民の安心につなげるため、市内医療機関との連携強化に努めます。

◆健康診査等受診者数の推移◆（保健医療課資料）



子宮がん検診、乳がん検診は2年度間に1度であるが、単年度の受診者数を記載
 特定健康診査は法定報告値の受診者数を記載(平成25年度分の確定は平成26年11月)

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①健康づくりの推進	現状と課題	市
	75 歳以上、一人暮らし世帯高齢者の増加、医療技術の進歩等により医療・介護サービス需要が増大するなか、市民が健やかに生活し、健康寿命が延伸する社会をめざして予防・健康管理等に取り組む必要があります。	三師会等関係団体と連携しながら、健(検)診の実施やその結果等を活用した保健指導、食育推進に関する施策を実施するとともに、保健活動を充実させ、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組めます。
	目標	市民
	市民一人ひとりが健康意識を高め、運動習慣や栄養バランスの良い食事など望ましい生活習慣を身につけるとともに、定期的に健(検)診を受診することにより、健康寿命が延伸しています。	健康づくりの主役は市民一人ひとりであるとの考え方に立ち、積極的に健康づくりに取り組みます。
②母子保健サービスの充実	現状と課題	市
	近年、晩婚化に伴う晩産化や出生体重が低い新生児の増加、子育て環境の変化や児童虐待など、多様化する課題への対応が必要となっています。	健康診査や訪問指導、各種教室等の実施のほか、府や関係機関との連携を密にし、より専門的な相談・指導等の支援を行います。
	目標	市民
	質の高い母子保健サービスの提供や地域での支え合いにより、安心して子どもを産み育てることができる環境となっています。	妊婦健康診査、乳幼児健康診査等を受診します。
③感染症予防対策の推進	現状と課題	市
	新たな感染症や既知の感染症の再興も想定される中、感染症の発生の予防やまん延の防止のため、感染症に関する正しい知識の普及や情報の収集・整理を、国・府と連携して進めることが求められています。	感染症に関する正しい知識の普及を図り、子どもと高齢者に、予防接種の接種機会を提供します。
	目標	市民
	市民一人ひとりが正しい知識を持ち、必要な準備を進め、適切に対応できる状態になっています。	感染症に対する正しい知識を持ち、感染症予防に努めます。
		事業者・団体
		生活習慣病の重症化予防に向け、三師会、医療機関等は市と連携して情報提供や相談支援に努めます。
		事業者・団体
		府、医療機関、福祉施設、その他関係組織等は市と連携して、母子保健を地域で支援する取組に努めます。
		事業者・団体
		三師会、医療機関等は市と連携協力し、希望する市民に接種機会を提供します。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④救急医療体制の充実	現状と課題	市
	医師をはじめとする医療スタッフの確保が困難である等の理由により、市内二次救急医療機関の救急受入れ体制が十分でない状況にあります。	市内二次救急医療機関に対し、市内医療体制確保のために必要な支援を状況に応じ行うとともに、情報収集等に努めます。
	目 標	市 民
	関係機関相互の連携協力により、市内医療機関への救急搬送率が高まるなど、市内での医療体制が確保できています。	緊急性のない救急外来の受診を控えるなど、救急患者に適切な医療が提供できるよう協力します。
		事業者・団体
		市内二次救急医療機関は、できる限り救急患者の受け入れを行うよう、体制整備に努めます。

施策6. 社会保険制度を安定的に運営する

施策概要

《施策の必要性》

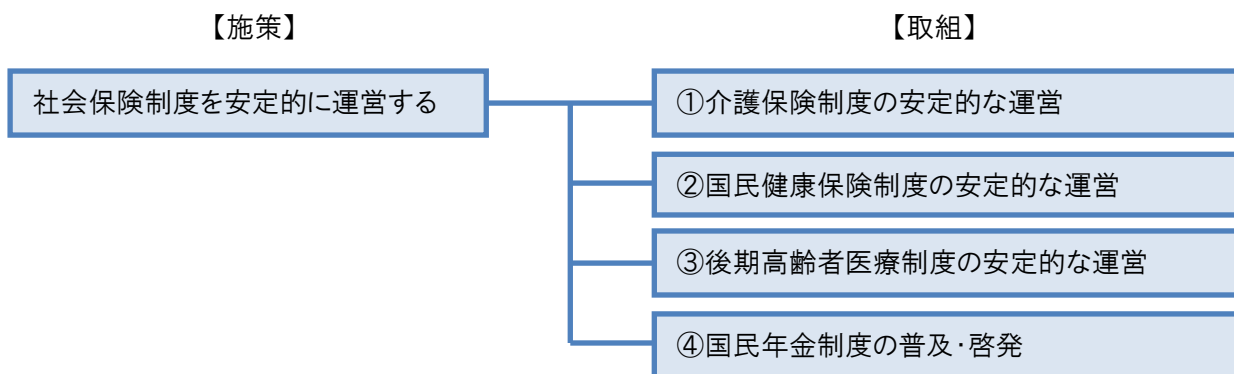
年金、医療、介護分野においては、社会保険制度を基本とし、保険給付の重点化・効率化により医療費の適正化に取り組み、給付と負担の両面にわたる世代間の公平性の確保を図る必要があります。

国における社会保障制度改革の趣旨を踏まえ、少子高齢化社会においても、安心して健やかに暮らすことができる、持続可能な社会保険制度の推進に努めていく必要があります。

《施策の方向性》

社会保険制度の趣旨を踏まえ、すべての世代が相互に支え合い、健やかに暮らすことのできる仕組みを維持するために、健全で安定した財政運営に努め、市民の安心を確保していくことに努めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 特定健康診査等実施計画(第2期)

平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者等を対象に実施が義務付けられている特定健康診査及び特定保健指導について、国の定める基本方針に即して、その実施に関する内容を定めている計画

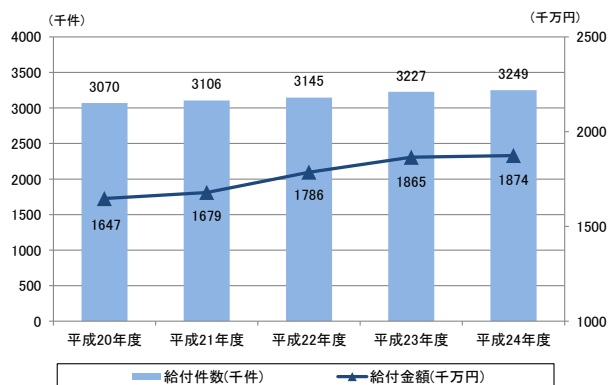
- 高齢者保健福祉計画(第7次)・介護保険事業計画(第6期)

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画

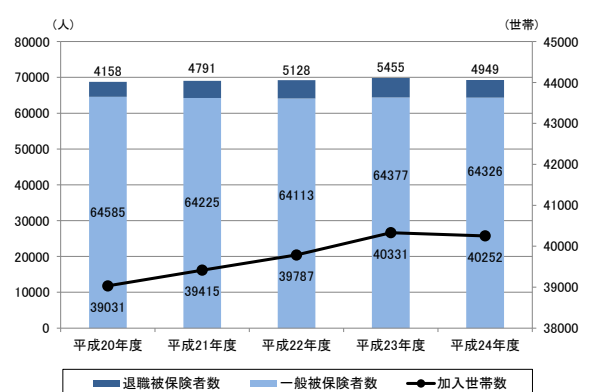
関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	健康づくり、生きがいつくり、日常生活自立支援などの総合的な施策の展開及び適正な医療や介護の給付の実施により、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送ることができるよう、取り組みます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症・重症化の予防、積極的な保健活動による地域住民及び地域全体の健康の保持・増進並びに疾病の予防を推進することにより、医療費・介護給付費の適正化を図ります。
7-2 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する	負担の公平性確保のため、市債権管理関係担当課との連携を図り、各種保険料収納率の向上による財源の確保に努め、保険制度の安定的運営に努めます。

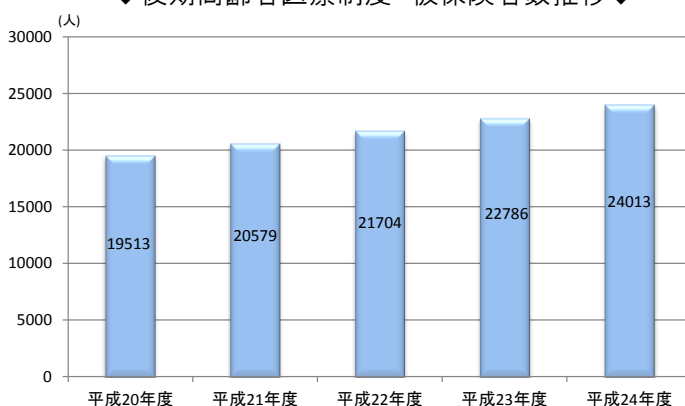
◆国民健康保険 給付費・件数 推移◆



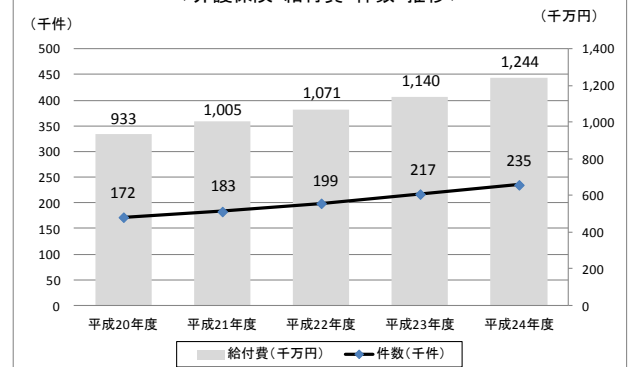
◆国民健康保険 被保険者数・世帯数 推移◆



◆後期高齢者医療制度 被保険者数推移◆



◆介護保険 給付費・件数 推移◆



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①介護保険制度の安定的な運営	現状と課題	市
	高齢者数の増加に伴い、介護サービスが必要とする人が増え、また、介護サービス利用に要する費用も増加し続けています。	介護予防・健康づくりを通じて、財源の確保に向けた取組の強化を図るとともに、介護サービスを安定的に提供し、介護サービス事業所への指導等によりサービスの質の向上を図ります。
	目標	市民
	介護保険制度が健全に運営されているとともに、質の高い介護サービスが、安定的に提供されています。	介護予防・健康づくりに努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。
②国民健康保険制度の安定的な運営	現状と課題	市
	高齢者数の増加による医療費の増大、被保険者の低所得化等による保険料収納率の低迷など、国保事業は厳しい状況にあり、それらに的確・適正に対応し、国保事業を安定的・健全に運営していく必要があります。	特定健診等の推進により被保険者の健康維持増進を図るとともに、レセプト点検の強化や適正受診啓発による給付の適正化及び保険料収納対策の推進により、事業の安定的で健全な運営に努めます。
	目標	市民
	給付の適正化や保険料収納率の向上により、負担の公平性が図られ、事業運営が安定化・健全化し、国民皆保険制度の基盤としての役割を果たしています。	医療機関への適正受診や自らの疾病予防・健康管理に努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。
③後期高齢者医療制度の安定的な運営	現状と課題	市
	平成 20 年度開始以来制度は定着していますが、高齢者数の増加による医療費の増大に伴い、制度運営のための公費負担と若年層からの支援金が増加を続けています。	保険料の収納確保を図るほか、高齢者に配慮したきめ細やかな取組や対応に努めます。
	目標	市民
	運営主体である大阪府後期高齢者医療広域連合と連携して、安定的な制度運営が図られています。	医療機関への適正受診や自らの疾病予防・健康管理に努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。
		事業者・団体
		介護サービス事業所は、適正な事業運営を図るとともに、質の高いサービスを提供します。
		事業者・団体
		三師会及び大阪府国民健康保険団体連合会は、市と協力し、制度の適正な運営に努めます。
		事業者・団体
		大阪府後期高齢者医療広域連合は、市と協力し、制度の適正な運営に努めます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④国民年金制度の普及・啓発	現状と課題	市
	国民年金保険料の負担感や制度そのものへの不信感が若年層を中心に広がっており、国民年金への加入率及び保険料納付率が低下しています。	窓口等での相談業務の充実を図りながら、加入促進・受給権の確保に努めます。
	目標	市民
	日本年金機構との協力連携を通じて、制度の普及・啓発に努め、20歳以上市民の加入漏れ・届け出漏れがなくなるとともに、保険料納付率も向上しています。	国民年金制度の趣旨を理解し、加入届出を行い、保険料の納期限内の納付に努めます。
		事業者・団体
		日本年金機構は、市と協力連携し、制度の普及・啓発に努め、加入促進・受給権の確保に努めます。

まちの将来像 | 第2章 次代の社会を担う子どもたちを育むまち

施策1. すべての子どもの育ちを支援する

施策概要

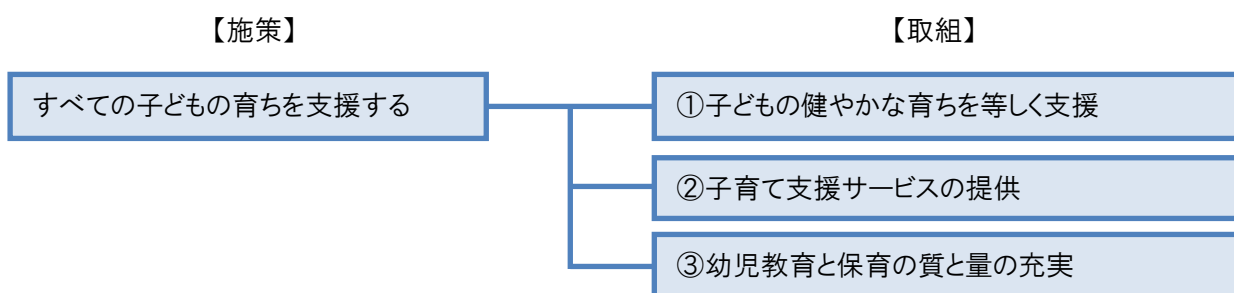
《施策の必要性》

本格的な人口減少社会の到来を迎える中、少子化問題に対応するため、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援の推進と、待機児童の解消など仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。また、幼児期の教育・保育が人格形成の基礎を培うことから、就学前の質の高い教育・保育の総合的な提供が求められています。さらに、社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとした、すべての子どもの育ちと子育てを社会全体で支えていく必要があります。

《施策の方向性》

次世代育成支援行動計画に基づき、すべての子ども・家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行うことにより、子どもの健やかな育ちを保障するとともに、安心して子育てできる環境を整えます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

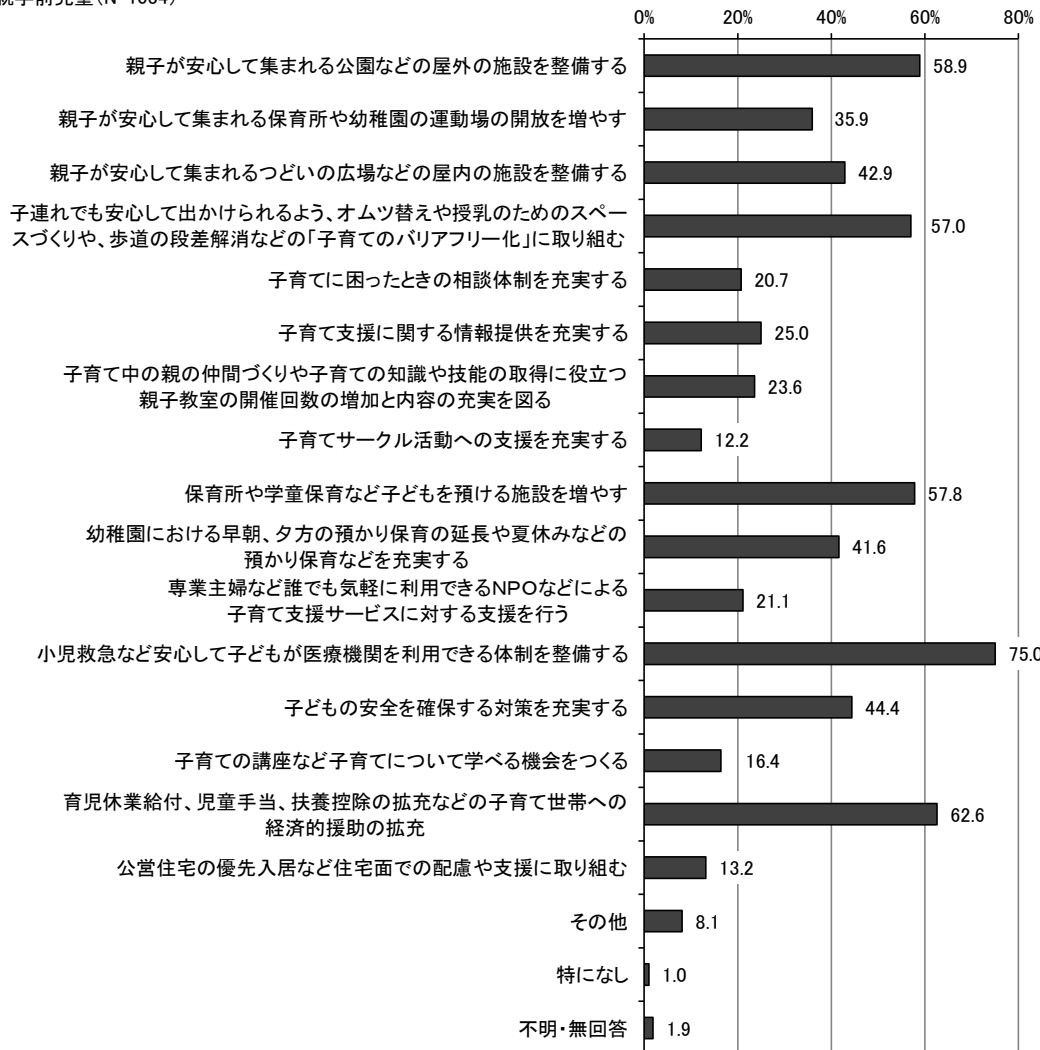
- 次世代育成支援行動計画(第3期)
すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

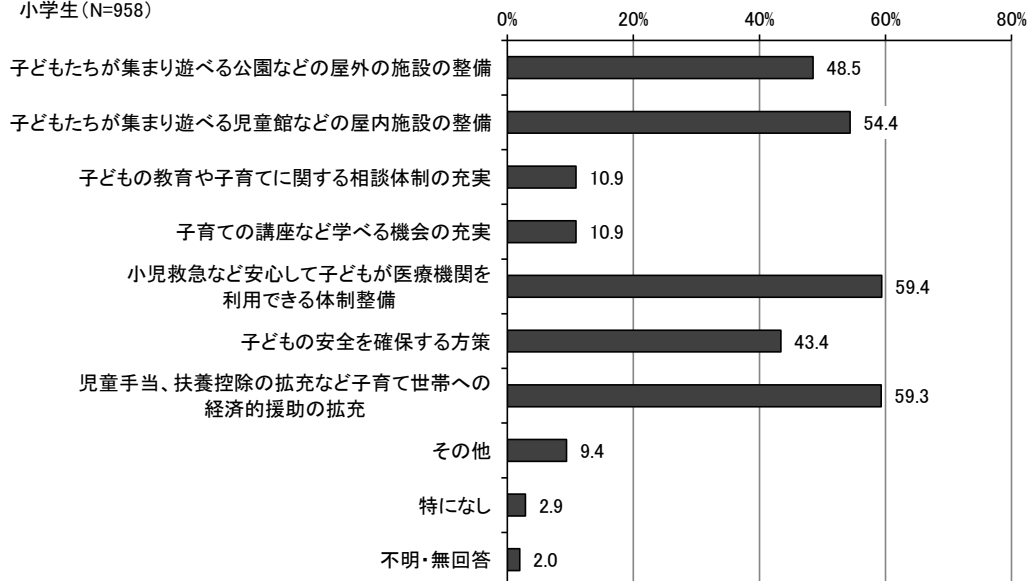
関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	子育ての孤立化等を予防するため、地域での見守り・支援を行います。
1-3 障害者への支援を推進する	発達に課題のある子どもへの早期療育に努めます。
1-4 生活困窮者への支援を推進する	貧困の連鎖を食い止める手段として子どもの就学支援等を行います。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	妊婦健診や乳幼児健診により安心して出産・子育てができる環境を整えます。
2-2 地域ぐるみの子育てを推進する	子育て支援ネットワークを活用し、地域の子育て力の向上を図ります。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	保育所・幼稚園と小学校の連携によるスムーズなステージ移行を図ります。中学生と乳幼児の交流機会を設けます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	ひとり親家庭等の就労を支援します。一般事業主行動計画策定を啓発します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	男性の家事・育児への参加意識を啓発します。子どもに対する性犯罪や面前DVの予防啓発を行います。

◆充実してほしい子育て支援サービス◆
(複数回答)

就学前児童(N=1034)



小学生(N=958)



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①子どもの健やかな育ちを等しく支援	現状と課題	市
	児童手当などの給付を行い、こども医療の拡充を図るとともに、障害のある児童の社会生活等を支えるための療育サービスを充実し、児童虐待の予防、早期対応等に努めています。また、ひとり親家庭に対する自立支援員による相談援助、自立支援給付金の支給等を行っています。今後も、子どもの貧困対策をはじめ、さまざまな立場の子ども・家庭への支援に努める必要があります。	子ども・子育て支援施策の拠り所として、次世代育成支援行動計画を5年ごとに策定するとともに、児童虐待の予防や発達支援、医療費の助成、修学意欲のある若者へのサポートなど個々の状況に応じた支援が行える体制を整えます。
	目標	市民
	社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとするさまざまな状況にある子どもが健やかに育つための環境が整っています。	行動計画の進行状況を確認します。また、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに早期の通告による虐待の予防に努めます。 ひとり親向けのライフプランセミナー等に参加し、知識・技能を習得します。
②子育て支援サービスの提供	現状と課題	市
	子育て家庭の負担感や不安の軽減を図るため、ニーズに応じて「ほっと」できる場を提供し、一時保育、ヘルパー派遣、子育て相談などを気軽に活用できるよう子育て支援サービスの充実に努めています。今後も必要な子育て支援サービスが有効に活用されるよう、市民周知に努める必要があります。	さまざまなニーズに対し総合的かつ有効な支援サービスを提供できるよう体制を整えるとともに、子育てに関する情報を積極的に提供します。
	目標	市民
	個々のニーズに応じた支援サービスが活用され、安心して子育てができるようになっています。	個々のニーズに応じた情報を収集し、活用します。
		事業者・団体

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③幼児教育と保育の質と量の充実	現状と課題	市
	保護者の就労等の事情により幼児教育を希望する者がこれを受けられない状況が見られたり、保育ニーズの高まりから、多くの待機児童が生じている現状があります。幼児期の教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、すべての子どもに等しく提供される必要があります。	幼稚園、認定こども園、保育所等における質の高い教育・保育の提供体制を計画的に整備するとともに、その充実・向上に努めます。
	目 標	市 民
	待機児童が解消されるとともに、保護者のニーズに応じた質の高い幼児教育・保育が総合的に提供されています。	事業者・団体
		幼児教育・保育に関わる事業者は、多様化する保護者ニーズに迅速かつ適切に対応できる質の高い教育・保育環境の提供に努めます。

まちの将来像 | 第2章 次代の社会を担う子どもたちを育むまち

施策2. 地域ぐるみの子育てを推進する

施策概要

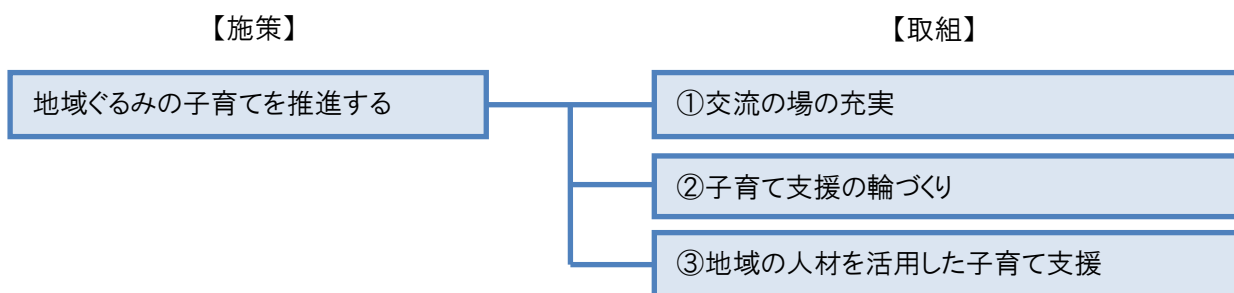
《施策の必要性》

子育ての第一義的責任は保護者にあると言われていますが、核家族化が進展し、近隣との関係が希薄化していることなどから、子育て家庭の孤立化等が危惧されます。地域におけるさまざまな立場の人たちが互いに連携・協力し、子育てに関わることで、地域の子育て力を充実していくことが求められます。

《施策の方向性》

地域のさまざまな人材が連携・協力し子育てを支援することで、親子ばかりではなく世代を超えた人たちの交流の場が充実するなど、「子育てでつながる地域社会」の実現をめざします。

《施策を実現するための取組の体系》

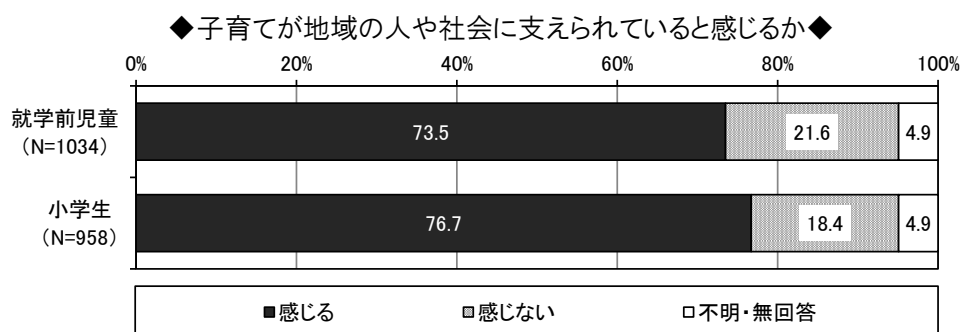


分野別計画等

- 次世代育成支援行動計画(第3期)
すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークなどによる子育て世帯への支援を行います。
1-2 高齢者への支援を推進する	高齢者の地域における活動としての子育て支援を行います。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	保育所・幼稚園における園庭開放を行います。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域コミュニティにおける子ども・子育ての新たな支え合い体制の構築を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	子育て支援に関心を持つ人材の育成を図ります。



◆支えられていると感じる人、支えてほしい人◆ (複数回答)

【就学前児童】	支えられていると感じる人 N = 760		支えてほしい人 N = 223	
	件数	%	件数	%
近所の人	292	38.4	43	19.3
同じ世代の子どもを持つ保護者	506	66.6	79	35.4
民生委員、児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人	50	6.6	27	12.1
地域活動を行っているNPOなどの人	45	5.9	28	12.6
幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員	457	60.1	82	36.8
市役所の職員	27	3.6	26	11.7
その他	51	6.7	23	10.3
不明・無回答	11	1.4	40	17.9

【小学生】	支えられていると感じる人 N = 735		支えてほしい人 N = 176	
	件数	%	件数	%
近所の人	326	44.4	22	12.5
同じ世代の子どもを持つ保護者	597	81.2	56	31.8
民生委員、児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人	72	9.8	26	14.8
地域活動を行っているNPOなどの人	37	5.0	26	14.8
市役所の職員	14	1.9	14	8.0
その他	44	6.0	21	11.9
不明・無回答	15	2.0	53	30.1

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①交流の場の充実	現状と課題	市
	身近な地域で子育て中の親子が気軽に楽しくつどい、情報交換ができる場の充実に努めています。今後子育てを担う子どもたちへの関わりとして、子育て中の親子が子育ての楽しさを伝える機会を増やす必要があります。また、父親の参加や学生・高齢者等との交流の場の充実が必要です。	子育て中の親子が利用しやすい身近な地域での交流の場を展開するとともに、交流の活性化を推進します。子育て中の親子が主役となり、次世代の子育てへの啓発を行えるよう積極的に学校等との連携を図ります。
	目標	市民
	子育て中の親子が気軽に交流できる場が地域の中に充実しています。	インターネットからの情報を活用しつつ、直接顔を合わせて情報交換するなど、積極的な交流をします。
②子育て支援の輪づくり	現状と課題	市
	子育てに関する情報の共有や子育てに関わっている人たちがつながるための連絡会を行っています。お互いの特色を認め合い、地域での連携をより高めるための体制を整備する必要があります。	子育て支援者だけでなく子育て中の当事者も含めた連携の場を設け、地域での子育て力を向上します。身近な地域ごとに子育て支援の拠点を配置し、ネットワークを活用することで支援の隙間をなくします。
	目標	市民
	地域に根差した子育て支援の輪をつくり、それぞれが互いに支え合いながら、特色をいかした活動が展開されています。	さまざまな支援等を利用したり、イベントに参加・協力します。
③地域の人材を活用した子育て支援	現状と課題	市
	地域には、育児、学習、生活等のさまざまな知識を持つ高齢者などの子育て経験者がいます。また、民生委員・児童委員や地区福祉委員がおられ、子育て支援をしている民間団体などがあります。それらの地域の人材をより一層活用することが必要です。	子育て経験者、民生委員・児童委員、地区福祉委員、民間団体などが連携・協力しやすくなるようなきっかけづくりをします。
	目標	市民
	地域の人材がさまざまな形で活用され、地域住民の経験・知識・技術等をいかした活動が展開されています。	経験・知識・技術等をいかすなど、積極的に活動・参加します。
		事業者・団体
		事業者は親子交流の場を運営するとともに、商業スペースなどで交流の場を提供します。学校において、子育て中の親子と交流する事業を積極的に取り組みます。
		事業者・団体
		支援者は、それぞれの持つ特色を最大限にいかした活動を展開するとともに、他の支援者と連携をもち、情報交換等を積極的に行い、有意義な情報提供を行います。
		事業者・団体
		経験・知識・技術等をいかすなど、積極的に活動・参加・協力します。

まちの将来像 第2章 次代の社会を担う子どもたちを育むまち

施策3. 「生きる力」を育む教育を推進する

施策概要

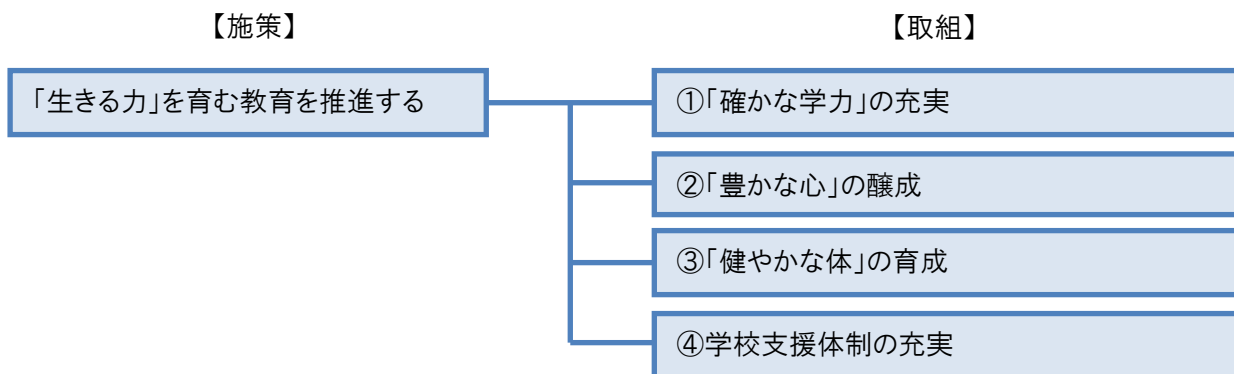
《施策の必要性》

平成18年の「教育基本法」改正により新しい時代の教育の基本理念が示され、その後、「生きる力」を一層育むことをめざして学習指導要領も改訂されました。一方、経済のグローバル化や高度情報化、少子高齢化が急速に進み、「貧困」「格差」の問題が大きな社会問題となっています。また、21世紀は知識基盤社会と言われ、次代を担う子どもたちには、知識や技能を活用して課題を解決する力、変化の激しい社会に柔軟に対応し、力強く生き抜く力が求められており、子どもたちが、自らの力で困難を乗り越え、未来を切り拓く力を育む必要があります。

《施策の方向性》

すべての児童・生徒の「生きる力」、すなわち「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、個人の可能性を最大限引き出すため、学校園をはじめ保育所、関係諸団体が連携して就学前から中学校卒業まで一貫した「きめ細やかで質の高い教育」を保障し、「学びを通じた信頼される学校づくり」を進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 次世代育成支援行動計画(第3期)
すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示した計画
- 第3次学力・体力向上3カ年計画
「学習事項の定着(学力調査で図れる学力)」「ゆめ力」「自分力」「つながり力」「学び力」「体力」を育成し、「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成をめざす計画
- いじめ防止基本方針
いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づいて、これまで本市が示してきた事項をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-3 障害者への支援を推進する	子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立や就労をはじめとする社会参加をめざした適切な指導・支援を行います。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	食に関する指導にあたっては、指導の全体計画を学校の教育計画に位置づけ、学校教育全体を通して実施します。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	保幼小連携ベースカリキュラムに基づく実践を小学1年生で進めるとともに、中学校ブロック内の連携推進に努めます。
2-4 魅力ある教育環境づくりを推進する	登下校の安全については、地域と一体となった「子どもを守る大人のスクラム」の充実を図ります。
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	市立図書館の司書や読み聞かせ講師の招聘、団体貸出の利用等の連携を通して図書館教育の充実を図ります。
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	児童・生徒に「ふるさと茨木」への愛着と誇りを育むとともに、わが国の歴史や文化・伝統を大切にすることを育てます。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	平素より各校園での事故発生時における救急及び緊急連絡体制について、教職員に周知徹底し、危機管理に万全を期しています。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	新学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に消費者教育に関する教育内容を充実させます。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	安全・安心な農作物が供給されるように推進します。
6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	児童・生徒に地球温暖化や環境問題など人間と環境の関わりについての認識を深めさせ、自発的に行動する意欲や態度を育みます。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	さまざまな人権問題の解決に向けて、校内組織体制を整備して人権教育を推進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	すべての教育活動において、男女共同参画社会の実現を目的とした男女平等教育を充実させます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①「確かな学力」の充実	現状と課題	市
	「茨木っ子プラン 22」「茨木っ子ステップアッププラン 25」の2つの3ヵ年計画に基づく小中学校と市教委の一丸となった学力向上の取組により、本市の児童生徒の学力は着実に向上していますが、さらに中学校の学力課題の克服が必要です。	「茨木っ子ジャンプアッププラン 28」とその後の学力・体力向上施策の取組を推進し、保幼小中や市立図書館等との連携の充実による「学校力」の向上をめざした支援に努めます。
	目標	市民
	全小中学校に学力向上の PDCA サイクルが定着し、組織的な取組が推進されることによって、児童・生徒が学習習慣を身につけ、学ぶ喜びを実感しています。	市教育委員会が作成した「家庭で学力を育てるヒント」を参考に、家庭の状況に応じてできることから取り組みます。
②「豊かな心」の醸成	現状と課題	市
	互いに高めあう人間関係づくりをめざして「ゆめ力」「自分力」「つながり力」の育成を図っていますが、いじめ・不登校等の問題事象、特に新たな課題として SNS における「いじめ事象」への対応が必要です。	道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、「茨木市いじめ防止基本方針」に基づきいじめの未然防止の取組により、いじめや不登校の早期発見・早期対応を図ります。
	目標	市民
	一人ひとりの児童・生徒が基本的な倫理観や規範意識を身につけ、学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感し、安心して学ぶことができます。	社会全体での「豊かなこころ」を育む取組の推進を図るため、「こころの再生」府民運動の取組に積極的に参加します。
		事業者・団体
		事業所は職場体験活動の受け入れを通じて、子ども会等の青少年育成団体は、自然体験活動や集団宿泊体験活動を通じて、児童・生徒の道徳性の育成に努めます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③「健やかな体」の育成	現状と課題	市
	体力測定の結果から、生涯にわたって健康な体と体力の維持・向上を図ろうとする基礎を培う必要があります。また、学校給食等においては、正しい食習慣の習得と健やかな発達のため食育を推進するとともに食物アレルギー対応の充実が必要です。	新体力テストの個人データの蓄積・比較により、児童・生徒が自らの体力の状況を把握・分析するとともに、体育指導に有効に活用します。アレルギー対応への的確な対応を図るとともに、地元食材の使用などにより学校給食等における食育の充実に努めます。
	目標	市民
	小中学校が連携した体力向上の取組や授業改善により、児童・生徒に健康への意識が高まり、体力向上の意欲や運動に親しむ機会が増えています。給食では安心・安全な地元食材の使用量が向上し、的確なアレルギー対応ができています。	事業者・団体 関係団体(農協等)は、地元食材の搬送を含め、その活用推進のために市との連携に努めます。
④学校支援体制の充実	現状と課題	市
	経験やニーズに応じた研修の実施及び教育情報の提供により、教職員の資質・能力向上に努めていますが、増加している経験の浅い教員への対応が課題です。相談業務では、児童・生徒、保護者、教職員の不安や悩みに対応し、支援しています。	初任者、ミドルリーダー、管理職等に必要情報を分析・選択して研修を実施するとともに、イントラネットを活用し情報提供を行います。発達相談や不登校・いじめ等の不安や悩みへの相談業務及び支援を充実します。
	目標	市民
	教職員は、「生きる力」の育成に向けて、最新の情報をもとに授業改善に取り組んでいます。丁寧な相談活動による状況把握と分析の結果、学校と連携した適切な指導・支援が行われ、相談者の学校生活への不安が軽減しています。	事業者・団体 授業参観などにより学校の状況を把握するとともに、学校評価に参加して意見を述べ、児童・生徒がよりよい学校生活を送れるよう支援します。

施策4. 魅力ある教育環境づくりを推進する

施策概要

《施策の必要性》

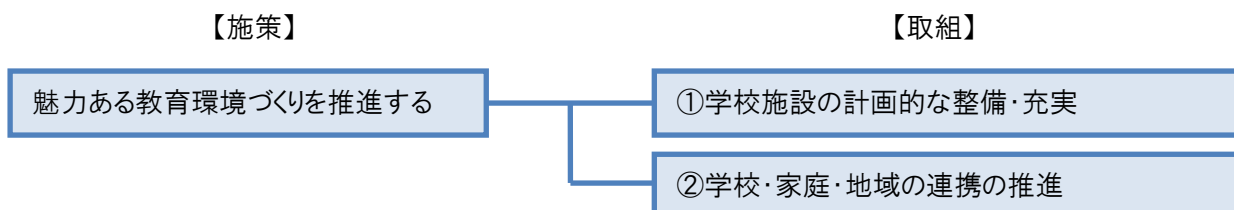
安全・安心で快適な教育環境を計画的・効果的に整備することが必要です。また、学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティの構築と、子どもたちの安全で安心な居場所づくりが求められています。

《施策の方向性》

それぞれの学校において、子どもたちが良好で快適な環境のもとで教育を受けることができる環境を整備します。

また、地域における教育コミュニティづくりが進むとともに、子どもたちが安全に安心して過ごすことができる環境を整えます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 次世代育成支援行動計画(第3期)
すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	地域における教育コミュニティづくりを推進することで、子どもたちの教育環境の整備を図ります。
4-3 防犯や多様な危機への対策強化を図る	各地域において子どもたちの見守りなど防犯活動が行われ、安心安全なまちとなっています。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域の子は地域で育てるといった意識が醸成され、地域コミュニティが育まれています。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域の人々が、子どもにかかわる活動に参加しています。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①学校施設の計画的な整備・充実	現状と課題	市
	快適な教育環境等を整えるため、校舎内環境の向上等の再整備を進めています。子どもたちが健康でいきいきと学ぶことができる教育環境を確保し、ICT の活用など多様化する学習に対応した設備等の充実が求められています。	老朽化する施設の長寿命化改修に取り組むとともに、社会環境や生活様式の変化などを踏まえた良好で快適な環境を提供します。
	目標	市民
	学校施設・設備等が、計画的に更新されることにより、快適で、利便性や機能性を持たせ、効果的な児童・生徒の学習が行われています。	学校の施設・設備を大切に使う意識・マナーを高めます。
②学校・家庭・地域の連携の推進	現状と課題	市
	地域住民のつながりが希薄になり、地域の教育力や家庭の教育力が低下する傾向にあります。また、子どもたちが安全に安心して過ごすことのできる環境づくりが求められています。	学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりを推進するとともに、子どもへの安全教育や安全で安心な居場所の提供を行います。
	目標	市民
	学校・家庭・地域が連携し、地域での教育コミュニティづくりが進み、子どもたちの安全で安心な居場所づくりや地域での見守り体制が整っています。	経験・知識・技術等をいかし、活動に参加・協力します。
		事業者・団体
		地域の団体や事業者が経験・知識・技術等をいかし、活動に参加・協力します。

施策5. 青少年が心豊かにたくましく成長できるよう推進する

施策概要

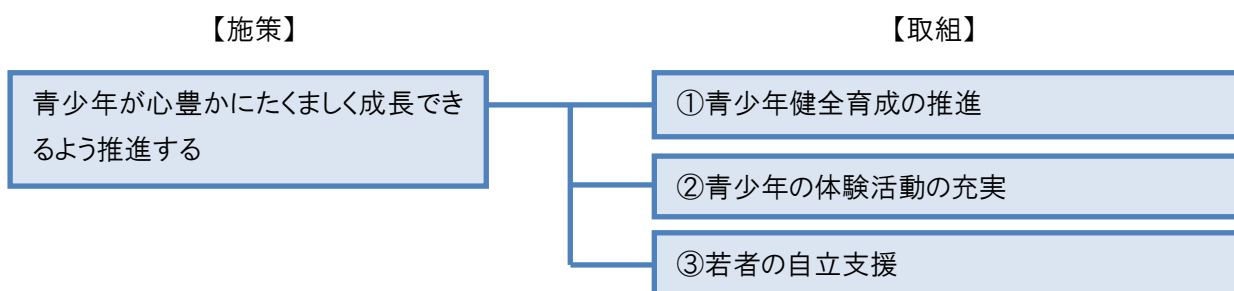
《施策の必要性》

都市化、少子化、地域とのつながりの希薄化など、青少年を取り巻く社会環境が変化の中で、青少年の体験活動の機会が減少するとともに、青少年の規範意識が低下し、非行が低年齢化するなど、青少年の健全育成は困難な環境にあります。また、生活困窮のみならず就労・自立に向けた支援を必要とするなど課題を抱える若者も増加しています。青少年がさまざまな地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう、取組を進める必要があります。

《施策の方向性》

全ての青少年がさまざまな地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう取組を進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 次世代育成支援行動計画(第3期)

すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-4 生活困窮者への支援を推進する	若年困窮者への支援策を実施します。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	体験活動の機会を提供することで、「豊かな心の醸成」に努めます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	ひきこもり等の若者に対する就労支援を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域におけるさまざまな健全育成団体がそれぞれの目的をもち活動することで、地域におけるコミュニティづくりを推進します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①青少年健全育成の推進	現状と課題	市
	地域における人間関係が希薄化する中、「地域の子どもは地域で見守り、育てる」ため青少年育成団体が活発な活動ができるよう支援するとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を図る必要があります。	地域において、健全育成を啓発するとともに、健全育成団体の支援に努めます。 青少年問題協議会(※)の提唱により、青少年健全育成のための安全安心な環境整備に努めます。
	目標	市民
	各地域で青少年健全育成の行事等が活発に実施されることにより、地域の子どもは地域で見守り、育てるという市民意識の醸成がされています。	事業者・団体 青少年健全育成団体は、地域における人間関係の構築及び青少年の規範意識の醸成のための事業の実施に努めます。 青少年指導員会は、青少年を有害環境から保護するための活動に努めます。
②青少年の体験活動の充実	現状と課題	市
	社会の変化により、これまで身近にあった遊びや体験の場が減少しています。青少年は体験活動を通して、コミュニケーション力、規範意識、道徳心等社会で求められる基礎的な能力を養うことができますが、こども会の組織率が低下するなど、体験格差が生じています。	こども会等体験活動の機会を提供する団体の活動支援に努めます。 上中条青少年センター及び野外活動センターの施設整備を進めるとともに、青少年の体験活動の充実を図ります。
	目標	市民
	青少年が活動拠点である上中条青少年センター及び青少年野外活動センターなどでの体験活動を通して自尊感情や生きる力を高め、自分の将来に対して夢や希望を持つことができるような集団活動が活発に展開しています。	事業者・団体 こども会等各種団体は、青少年の体験活動の機会の提供に努めます。

※青少年問題協議会とは、市長を会長とし、学識経験者、市議会議員、警察署・保健所・子ども家庭センターなどの関係行政機関、関係団体等で組織され、青少年に関する総合的施策についての重要事項を審議する茨木市の附属機関です。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③若者の自立支援	現状と課題	市
	ひきこもり等の相談窓口として、茨木市自立支援センターを設置し相談・支援体制の充実を図るとともに、ひきこもり等の面談などについての支援をしています。また、課題を持つ青少年やその保護者等に対する相談体制の充実を図るなど、若者の自立に向けた切れ目のない支援が必要です。	若者に対応する相談窓口を充実するとともに、自立に向けたさまざまな支援を行います。 また、課題を持つ青少年に対して、諸問題を解決するため、必要に応じて適切な関係機関と連携できるよう相談窓口を充実します。
	目標	市民
	若者とその保護者が気軽に相談できる窓口が整備されています。 それぞれの状況に応じた支援を受け、自立に向けてステップアップしています。	事業者・団体 事業者は、若者の社会参加・職業体験の場を提供します。